

## 指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名 : 日本ハイウェイ・サービス株式会社(法人番号3011101049682)  
業者の住所 : 東京都千代田区麴町5-1
- 2 指名停止措置期間 : 令和8年6月8日 から 令和8年8月7日 まで(2か月)
- 3 指名停止措置の範囲 : 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県及び長野県
- 4 事 実 概 要 : 上記有資格業者は、令和8年4月22日、首都高速道路株式会社が発注する特定道路清掃業務の入札において、事前に受注予定者を決めるなど談合を繰り返したとして、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、公正取引委員会より排除措置命令を受けた。
- 5 指名停止措置理由 : 上記事実は、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第5号(独占禁止法違反行為)に該当するため、指名停止措置を行うものである。

○ 指名停止措置要領(抄)  
付表第2

| 措 置 要 件  | 期 間                    |
|--|------------------------|
| (独占禁止法違反行為)<br>5 対象区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事請負契約等の相手方として不相当であると認められるとき(次号及び第12号に掲げる場合を除く。) | 当該認定をした日から<br>2月以上9月以内 |